

報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和2年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 令和元年第2回杉並区議会定例会において議案第50号により議決を得た「杉並区立桃井第二小学校及び併設1施設環境整備工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金295,900,000円  
変更後の契約金額 金300,520,000円  
契約金額の増額 金4,620,000円
- 3 変更理由 本工事は、仮設校舎撤去後の現場状況に応じた発生土の処分量増及び貯水槽埋設に伴う山留工事の追加等、仕様及び数量に増減が生じたため。
- 4 専決処分年月日 令和2年1月20日